



目 次

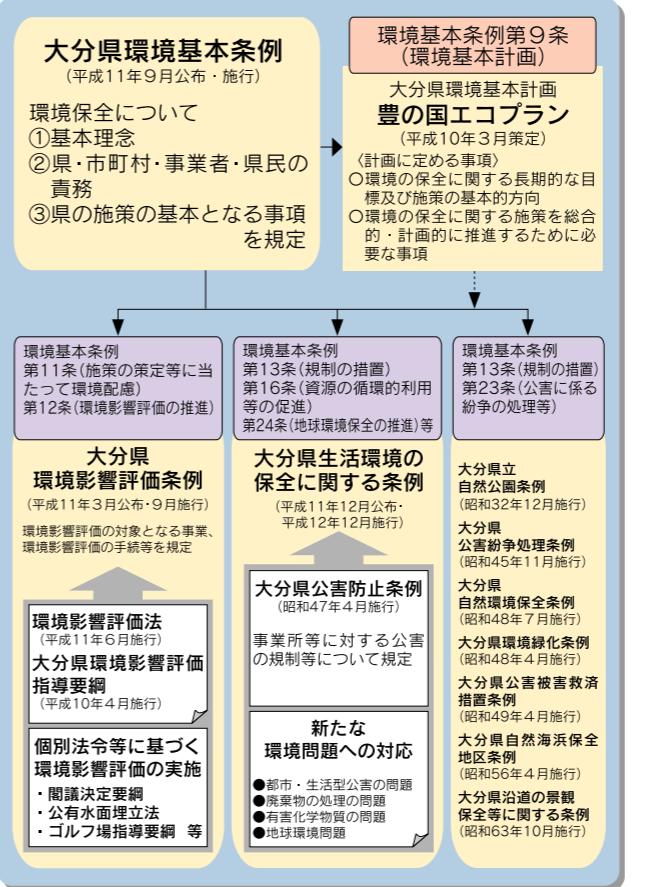
| | | | | | | |
|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|
| 3 I 環境行政の総合的・計画的推進 環境行政の基盤 | 4 II 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造 豊かな自然の保護・保全 温泉の保護と適正利用 多様な生態系の保全 自然とのふれあいの推進 身近な自然の保全と快適空間の創造 | 9 III 循環を基調とする地域社会の構築 大気環境の保全 騒音・震動・悪臭の防止 水環境の保全 土壤・地盤環境の保全 化学物質による環境汚染の防止 廃棄物の発生抑制と適正処理 | 18 IV すべての主体が参加する地域社会の形成 環境教育・学習の推進 自発的活動の促進 | 19 V 地球環境問題への取組の推進 地球環境保全の推進 国際協力の推進 | 20 VI 環境保全のための共通的基盤的施策の推進 環境影響評価の推進 普及啓発の推進 環境情報の整備と提供 調査研究、監視・観測等の推進 規制的手法の活用 公害防止計画の推進 公害紛争等の適正処理 経済的措置の活用 | 22 付 錄 大分県の環境関係条例 大分県の環境保全行政組織 |
|----------------------------------|---|---|---|---|---|---|

I 環境行政の総合的・計画的推進

環境行政の基盤

近年の多様化した環境問題に対応するためには、住民、事業者、行政が連携協力して、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。

このため、本県では、環境基本法(平成5年制定)の基本理念に基づき、各種の条例や環境基本計画を制定している。



環境に関する条例及び計画の概要

● 大分県環境基本条例

複雑・多様化した環境問題に適切に対応するためには、県民、事業者及び行政が公平な役割分担の下、協調し、積極的に環境に配慮した取組を進める必要があることから、平成11年9月に、今後の環境行政の根幹を示す「大分県環境基本条例」を制定している。

基 本 理 念

- 1 環境からの恵沢の享受と将来世代への継承
- 2 環境への負荷の少ない社会の構築
- 3 地球環境保全の推進

● 環境基本計画「豊の国エコプラン」

豊かな自然に恵まれ、公害のない、安全で快適な環境を創造するために必要な各種の環境保全施策を環境と開発の調和に配慮しながら、総合的かつ計画的に推進することを目的に、

平成10年3月に環境基本計画「豊の国エコプラン」を策定し、このプランに沿って各種施策を展開している。

計画の期間…1998年度～2010年度までの13年間

望ましい環境像

豊かな自然と人間とが共生する豊の国

長期的目標

自然環境の保全と快適環境の保全



長期目標に向けて推進する、施策の目標

- (1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- (2) 循環を基調とする地域社会の構築
- (3) すべての主体が参加する地域社会の形成
- (4) 地球環境問題への取組の推進

● 「生活優県おおいた」の実現に向けた取組

近年、環境問題は非常に複雑・多様化しており、21世紀を迎えた今日、早急に解決を図っていかなければならない課題が山積している。

こうしたなか、本県は、ISO14001の認証を取得した平成11年を「環境元年」と位置づけ、広範にわたる環境施策を推進するとともに、県民、事業者及び行政の各主体が公平な役割分担のもと、連携・協力して環境に配慮した自主的、積極的な取組を行うことにより、人々が末永く住み続けたいと願う「生活者に優しい暮らしやすい地域社会」＝「エコおおいた」の実現を目指している。

● ISO14001環境マネジメントシステムの推進

本県の環境マネジメントシステムは、単なるエコオフィス活動にとどまらず、県の事務事業のすべてを環境に配慮したものにしていくためのものである。

つまり、直接的・間接的な環境負荷の低減はもちろん、ダイオキシンや環境ホルモン等の有害化学物質対策、ごみの発生抑制・リサイクル対策、地球温暖化防止対策など、「豊の国エコプラン」に掲げる広範にわたる環境保全施策を具体的な目標を設定して進行管理していくシステムであり、知事を環境管理総括者とする環境組織のもと、当システムを総合的かつ体系的に推進している。

現在、本県の事務事業のうち、当面、環境改善効果や環境負荷低減効果の高い93項目について具体的な目的・目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。

● 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」(平成11年施行)の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」(平成11年施行)を制定している。

● 大分県生活環境の保全等に関する条例

環境問題は、従来の産業公害から、生活排水や自動車排出ガスなどによる都市・生活型公害や環境汚染、さらには地球温暖化などの地球環境問題へと大きく変化している。これらの新しい問題にも適切に対応するため「大分県生活環境の保全等に関する条例」(平成12年施行)を制定している。